

財団法人金子岩三奨学財団 奨学金貸与規程（大学生用）

（奨学生の資格）

第1条 奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子弟で、大学に在学中又は進学を希望する者で、学術優秀品行方正で健康な者。
- (2) 経済的理由により修学が困難と認められた者。

（奨学金の額）

第2条 奨学金の額は次のとおりとする。

- (1) 大 学 生 月額 50,000円

（貸与の期間）

第3条 奨学金を貸与する期間は、在学する学校の正規の修学最短期間とする。ただし、理事会で特に必要と認めたときは、その期間を延長する。

（出願手続）

第4条 奨学生を志望する者は、次の書類を公益財団法人金子岩三奨学財団理事長（以下「理事長」という）に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 高等学校又は大学の長（以下「学校長」という）の奨学生推薦調書
- 2 奨学生願書には、連帯保証人1名が連署しなければならない。
- 3 第1項の提出の期日は、毎年度理事長が定める。

（連帯保証人）

第5条 この規程に定める連帯保証人は、県内に居住し独立の生計を営み、奨学金の返還について責任を負うことのできる者で、理事長が適当と認める者でなければならない。

（奨学生の決定）

第6条 奨学生は、選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

- 2 前項の決定は、本人若しくは保護者に通知する。

（異動の届出）

第7条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、連帯保証人と連署して、直ちに理事長に届出しなければならない。

- (1) 休学、復学、転部、転学又は、退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 奨学金を辞退しようとするとき。
- (4) 本人又は、連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動があったとき。

（奨学金の交付）

第8条 奨学金は、原則として毎月交付する。ただし、特別の事情があるときは、数か月分を合わせて交付することがある。

（奨学金の休止）

第9条 奨学生が休学又は、引き続き3か月以上長期欠席したときは、その期間奨学金の交付を休止する。

(奨学金の停止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められたときは、奨学金を停止する。

- (1) 退学したとき。
- (2) 負傷、疾病などのために成業の見込みがないとき。
- (3) 著しく学業成績又は性行等が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 休学、転学が適当でないとき。
- (6) 第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生は、卒業の月の6か月後から10年以内に月賦、半年賦、年賦その他の割賦の方法で返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず据置期間を短縮し、又はいつでも繰上返還することができる。
- 3 奨学生が退学し又は奨学金を辞退し、もしくは停止されたときは、その月の6か月後から前2項に準じて、奨学金を返還しなければならない。
- 4 正当な理由がなく、割賦による奨学金の返還を著しく怠ったときは、第1項の規定にかかわらず、理事長が指定する日まで返還未済額の全部を返還しなければならない。

(借用証書)

第12条 奨学生は、卒業前に連帯保証人及び保証人と連署して奨学金借用証書を提出しなければならない。

- 2 奨学生が退学し又は奨学金を辞退し、もしくは停止されたときは、前項に準じて直ちに奨学金借用証書を提出しなければならない。

(返還完了前異動及び連絡方法の届出)

第13条 奨学生(貸与金の返還中)である者は、奨学金返還完了前に本人又は連帯保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、直ちに届出なければならない。また、携帯電話などでの確実な連絡方法を届出る事。

(返還猶予)

第14条 奨学生である者が、次に挙げる各号の一に該当するときはそれぞれ該当各号の期間中、奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 上級学校に進学したときは、その在学期間
- (2) 疾病その他正当な事由により返還が困難になったときは、出願によりその相当期間

(死亡等の届出)

第15条 奨学生(貸与金の受給中又は返還中)である者が、死亡もしくは失踪宣言を受けたときは、連帯保証人は、戸籍抄本を添えて、直ちに届出なければならない。

(返還の免除)

第16条 奨学生(貸与金の受給中又は返還中)である者が、奨学金返還完了前に死亡、不具廃疾、その他やむを得ない事由が生じ、かつ、連帯保証人に特に考慮すべき事由があったときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 2 前項の返還の免除を希望する場合は、連帯保証人又は保護者等は事由を具して願出なければならない。

(延滞利息)

第17条 正当と認められる事由がなく奨学金の返還を遅延したときは、日歩2銭の延滞利息を徴収するものとする。

(当財団で提示願う個人情報、奨学金貸与事業を遂行する目的のみに使用し、他への流用は一切致しません)